

令和7年4月 改定 神戸市立吉田中学校いじめ防止基本方針

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの生徒にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の生徒が、楽しく心豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない学校をつくるために、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、いじめ防止のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために、「神戸市立吉田中学校いじめ防止基本方針」を策定します。また、神戸市立吉田中学校は、校内いじめ問題対策委員会によって適宜この方針を見直し、必要があると認められたときは改訂を行います。

「いじめ防止のための基本的な姿勢」

○神戸市いじめ指導三原則

「するを許さず されるを責めず 第三者なし」

を核とした指導を行います。

○生徒、教職員の人権感覚を高めます。

○生徒と生徒、生徒と教員をはじめとする、校内における温かな人間関係を築きます。

○いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決します。

○いじめの問題について保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

1 「いじめ」の定義

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているものをいう。
(平成25年「いじめ防止対策基本法」第2条)

本校では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。

2 教職員の姿勢

《基本姿勢》

- ・生徒一人ひとりが、自分の居場所を感じられる学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- ・生徒が自己実現を図れるように、分かる授業を日々行うことに努める。
- ・生徒の思いやりの心や命の大切さを育む道徳教育や学級経営の充実を図る。
- ・「いじめは決して許さない」という姿勢を教員がもっていることをさまざまな活動を通して生徒に示す。
- ・生徒一人ひとりの変化に気づくよう、休み時間などに生徒たちとの何気ない会話ができる時間を確保する。
- ・生徒や保護者からの話を親身になって聞く姿勢を持つ。
- ・「いじめ」の構造やいじめ問題の対処等「いじめ問題」についての理解を深める。
特に、自己の人権感覚を磨き、自己の言動を振り返るようにする。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告や学年や同僚への協力を求める意識を持つ。

【教育方針】

自ら学び、自分の思考・判断で正しく行動でき、自他を思いやる友愛の情に満ち溢れ、未来に向けて豊かな創造性を持った人を育てることを目指し、その具現化をすすめる。

【教育努力目標】

「笑顔輝く学校を目指して」

○自主的で明るく、生活のルールを守る生徒を育てる。

(生徒一人ひとりの現実に即して、望ましい生活を送ることができるように)

○すべての生徒の基礎学力の向上のため、意欲・実行力を養う。

(授業を工夫し、生徒に自ら学ぶ喜びを育て、確かな学力を身に付けさせるように)

○豊かな人間性を築き、健やかな生活習慣を身に付けさせる。

(優れた知性と情操豊かな感性、健康な身体が育つように)

○ICTを活用した授業から、主体的・対話的で深い学びを探求する。

【重点目標】

- 規範意識の醸成 ～生徒が主体的に活動できる取組を推進する～
- 基礎学力の定着 ～個人の能力に応じた指導の機会を増やす取組を推進する～
- 道徳授業研究の推進 ～教科化に伴う授業力の向上と評価の研究を推進する～
- ICTを活用した授業 ～主体的・対話的で深い学びを追求するに向けた授業力の向上を図る～

3 校内体制について

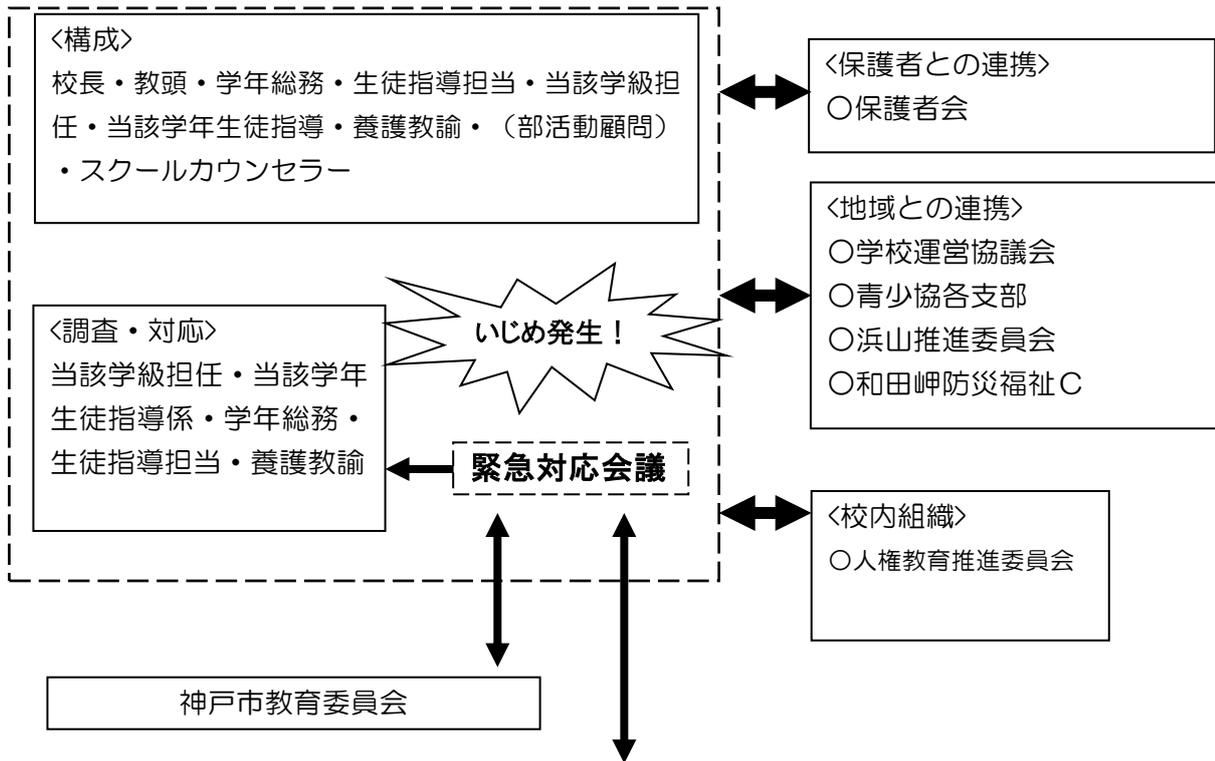
(1) 吉田中学校いじめ問題対策委員会を設置する。

構成は、校長、教頭、学年総務、生徒指導担当、当該学級担任、当該学年生徒指導、養護教諭、スクールカウンセラーとする。

(2) いじめ問題対策委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、生徒・保護者へのいじめ防止に向けた啓発を行う。
- ・いじめの相談があった場合には、当該担任、場合によっては部活動顧問を加え、事実関係の把握、関係生徒、保護者への対応等について協議する。なお、いじめに関する情報については、生徒の個人情報の取り扱いを十分に注意しながら、本校の教職員が共有するようにする。
- ・本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行う。

校内いじめ問題対策委員会【組織図】



<p>〈状況に応じた関係機関との連携〉</p>	
<p>加害・被害の生徒、保護者の支援が必要な時</p>	<p>… スクールカウンセラー 兵庫区役所こども家庭支援室 神戸市こども家庭センター 神戸市立青少年補導センター</p>
<p>暴行・傷害など、刑法に抵触する時</p>	<p>… 兵庫警察署少年係 中央少年サポートセンター</p>
<p>当該生徒の心身等に影響がある時</p>	<p>… 医療機関(学びの支援センター)</p>
<p>支援体制の整備・充実</p>	<p>… スクールソーシャルワーカー 地区統括官</p>

4 いじめを未然に防止するために

【生徒に対して】

- ・ 生徒一人ひとりが認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、学級や学校のルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・ 分かる授業を行い、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ・ 思いやりの心や生徒一人ひとりがかけがえのない存在であるといった命の大切さや人権教育を、道徳の授業・学級活動・部活動をはじめ、すべての教育活動を通して育てる。
- ・ 「いじめは決して許さない」という認識を、すべての生徒がもつようさまざまな活動の中で指導する。
- ・ 見て見ぬふりをするのは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら、教職員や友だちに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。その際、知らせることは決して悪いことではないことも合わせて指導する。

【学校全体として】

- ・全教育活動を通して、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- ・アンケート調査（いじめに関するアンケート・心の状況に関するアンケート）を年間3回（6・11・2月頃）毎年実施し、結果から生徒の様子の変化などを教職員全体で共有する。また、年2回カウンセリング旬間を実施して、全生徒との個別の会話をする機会を確保する。
- ・いじめチェックリストを活用し、担任を中心に生徒の状況を複数の教員で観察する。
- ・スクールカウンセラーや養護教員を中心に教育相談体制の充実を図り、全教職員で生徒の心のケアに当たる。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を行い、「いじめ」について本校教職員の理解と実践力を深める。
- ・生徒会活動を中心に、生徒が自主的に「いじめ撲滅」を目指す取組を進める。
- ・いつでも、誰にでも相談できる体制の充実を図る。
- ・いじめ防止小中地域会議等を通して、いじめ防止啓発活動を進める。
 - いじめ防止のスローガンやポスターなどの作成、掲示
 - 兵庫区の生徒会によるいじめ防止啓発活動の実施

【保護者・地域に対して】

- ・生徒が発する変化のサインに気づいたら、すぐに学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを学年保護者会、学校だより、青少協、地域での会合などで伝えて、理解と協力を得る。

5 「いじめ」の早期発見について

- ・教育相談週間を定期的（6・11・2月）に設定し、担任が生徒の悩みを相談できる時間を確保する。
- ・年2回カウンセリング旬間や生活ノートを活用し、担任と生徒が安心して相談できる関係づくりに努める。
- ・教員がチャンスカウンセリングを意識して行い、日常の生徒の様子を見守る。
- ・生徒の様子を担任だけでなく、多くの教員で見守り、気づいたことを共有する場を設ける。
- ・様子に変化が感じられる生徒には、積極的に声かけを行い、安心感を持たせる。
- ・アンケート調査などを活用し、生徒の人間関係や学校生活などの悩みなどの把握に努め、ともに解決していこうとする姿勢を示して、生徒との信頼関係を深める。

6 「いじめ」の早期対応について

- ・いじめに限らず、困った事や悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを生徒に伝えていく。
- ・いじめられている生徒や保護者からの訴えを、親身になって聞き、生徒の悩みや苦しみを受け止め、生徒を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめに関する相談を受けた教員は、管理職に報告するとともに、生徒指導連絡会やいじめ問題対策委員会など、情報を共有する。
- ・学校として組織的な体制のもとに、事実関係の把握を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校・家庭の協力のもとに解決していく。
- ・再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者への支援と、いじめを行った生徒への指導と保護者への支援を継続的に行う。
- ・状況によっては、教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンターと連携して対処する。

7 特別な支援を必要とする生徒への配慮

- ・特別支援学級に在籍する生徒、もしくは通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする生徒に対する「いじめ」の未然防止・早期発見・早期対応には十分に配慮する。
- ・また、個々の生徒を尊重する教育の推進のため、特別支援学級と通常学級との交流を進める。

8 インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の利用に関して、「兵庫区セーフティネット宣言」を遵守させる。また、マナーやルールづくりについて、保護者に協力を依頼する。
- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性について、最新の情報を把握して生徒や保護者に啓発する。
- ・情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察など関係機関と連携して対応する。

9 保護者・地域との連携

- ・青少協を中心に、保護者・地域・老人会・婦人会・防犯と連携し、朝のあいさつ運動や見守り活動に取り組む。
- ・校区内の小学校と連携して小中連絡会を開催し、地域・学校からいじめを撲滅するための取組を進める。
- ・PTAや地域の会合などで、学校でのいじめの現状や取組を発信するとともに、家庭や地域での協力・見守りを依頼する。

10 関係機関との連携

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性をはじめ、情報モラル教育を積極的に進めるために、少年サポートセンターをはじめとする関係機関との連携を進める。
- ・犯罪行為などが認められるときには、警察や少年サポートセンター、法務局などと連携した対応をする。
- ・その他、学校の指導だけでは十分な効果を上げることが困難な場合などには、積極的に連携を行う。

11 いじめ事案への対処について

- ・人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、指導の記録をきちんととる。
- ・保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し理解を得る。
- ・いじめられた生徒を守るために、全教職員で情報を共有し、解決に向け組織的に支援を行う。
- ・いじめた生徒へは、いじめは許さないという毅然とした指導を行い相手の思いや自分の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。
- ・いじめが起きた時には安易にいじめ解消と捉えずに、関係生徒の人間関係など慎重に、また長期的に見守り、継続的な指導をおこなう。
- ・教育委員会事務局に事実関係を報告する。

12 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した際は、教育委員会事務局に迅速に報告する。
- ・教育委員会事務局の指示のもと、第三者からなる組織を設け調査する。
- ・重大事態が発生したことを真摯に受け止め、事実関係を把握し調査委員会に速やかに提出する。
- ・いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。

13 その他

- ・学校評価においては、毎年 of 取組について、児童、保護者からのアンケート調査、教職員による評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。
- ・この基本方針は本校の状況に応じて、吉田中学校いじめ問題対策委員会において点検・見直しをすすめ、適切に改訂を行う。

令和7年4月2日 改定